# 令和3年度　国際機関等への拠出金等に対する評価シート（新規案件）

| 総合評価 | 評価基準1 | 評価基準2 | 評価基準3 | 評価基準4 |
|---|---|---|---|---|
| － | － | － | － | － |

## ■ 拠出金等の概要

| 1　拠出金等の名称 | |
|---|---|
| サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金 | |
| 2　拠出先の名称 | |
| 世界銀行（The World Bank） | |
| 3　拠出先の概要 | |
| 世界銀行は、貧困削減と持続的成長の実現に向けて、途上国政府に対し融資、技術協力、政策助言を提供する国際開発金融機関として、1945 年に設立された。世銀グループ（本部所在地はワシントン D.C（米国））は5つの機関で構成されており、その重要意思決定は加盟国が行う。2021 年8月には、世界銀行の下に、途上国におけるサイバーセキュリティ能力向上を行うための信託基金がデジタル開発担当局によって立ち上げられた。 | |
| 4 (1)本件拠出の概要 | |
| 途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金（Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund）」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、日本及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。また、サイバー空間のルール形成において権威主義的な価値観の広がりを防ぎ、5G 時代の安全・安心な ICT 機器の普及、自由なサイバー空間の分断を防ぐ等の効果も期待される。 | |
| 4 (2)　本件拠出の形態 | □　コア拠出　　☑　ノンコア拠出 |
| 4 (3)　本件拠出額の規模（予算額、拠出率、拠出順位等） | |
| 令和2年度当初予算額　　－ | |
| | |
| 令和3年度当初予算額　　20, 000 千円（185,185 米ドル） | |
| 日本の拠出順位は、オランダ、ドイツに次いで3位（7月末時点）であり、拠出率は1割程度。 | |
| 5　担当課室・関係する主な在外公館 | |
| 総合外交政策局　経済安全保障政策室、在米国日本国大使館。 | |

## 評価基準1　本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

| 1-1 (1)　本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標（外交戦略、重要政策、重点分野等） |
|---|
| 本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ　分野別外交」、「施策Ⅱ－1　国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2　日本の安全保障に係る基本的な外交政策」、「測定指標2－4　自由、公正かつ安全なサイバ |

一空間を創出するためのサイバー外交の推進」の下に設定された中期目標「二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（令和3年度外務省政策評価事前分析表参照）

1-1 (2)　上記 1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

・サイバーセキュリティに関する能力構築支援を通じたサイバー外交の推進を目指し、二国間の取組を通じた能力構築支援事業は既に存在するが、特に途上国を対象とした事業の効率性確保の観点からは、世界銀行のもつ開発協力分野での専門的知見は極めて有用であり、本件信託基金は国際社会における能力構築支援の発展に一層大きな役割を果たす。
・サイバー空間に国境はなく、サイバー空間の自由かつ安全な利用を確保することは、すべての国民がその便益を享受するものであり、本拠出を通じ、途上国のサイバーセキュリティを向上させることで、国際社会の平和・安定に寄与する。
・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年7月 27 日閣議決定）においても、「国際的な相互依存関係が進む現在、我が国の平和と安全は我が国一国のみでは確保できない。我が国の安全保障の確保に寄与するためには、全世界的に連携してサイバーセキュリティ上の脆弱性を低減し、撲滅を目指していくことが肝要である。このような観点から、世界各国におけるサイバーセキュリティの能力構築を支援することは、対象国の重要インフラ等に依存する在留邦人の生活や日本企業の活動の安定を確保し、当該国の健全なサイバー空間の利用の進展を促すのみならず、サイバー空間全体の安全の確保と直結しており、ひいては我が国を含む世界全体の安全保障環境の向上に資する。」として挙げられている。
・サイバーセキュリティ分野における能力構築支援について、国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）は、「サイバー空間については、情報の自由な流通の確保 を基本とする考え方の下、その考えを共有する国と連携し、既存の国際法の適用を前提とした国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、開発途上国への能力構築支援を積極的に行う。」と定めている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

1-5 1-1（1）外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

長期間に渡る新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサイバー空間への社会依存が進む中、サイバー攻撃の脅威は深刻度を増しており、サイバー空間の脆弱性が国際社会の安全と繁栄に対する喫緊の課題となっている。このため、国際的なルールや規範づくりがサイバー空間にも求められるため、サイバーセキュリティに関する能力構築支援を通じたサイバー外交を推進し、国際社会における能力開発支援の発展に大きな役割を果たすことで、国際社会の平和・安定及び日本の安全保障を実現することが重要である。

## 評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

| |
|---|
| 2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果 |
| |
| 2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果 |
| 本拠出を通じて、途上国の行政官、医療機関を含む重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティが強化され、世界におけるコロナ後のデジタル革命を後押しする。また、サイバー空間のルール形成において権威主義的な価値観の広がりを防ぎ、5G 時代の安全・安心な ICT 機器の普及、自由なサイバー空間の分断や不安定化の防止への寄与が期待される。 |
| 2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む） |
| |

## 評価基準3　国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

| 3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要 | |
|---|---|
| 3-1 (1) 会計年度 | 7月から6月 |
| 3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領（先方公表）年月 | |
| 3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由 | 令和3年度からの新規事業のため |
| （参考）次回報告書の受領予定時期等 | |
| 3-1 (4) 決算報告書（及び外部監査報告書）等の要点 | |
| 本拠出は他ドナー国からの拠出とともに、「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」に組み入れられ、理事会で採択されたプロジェクトに充てられる。 | |
| 3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント（ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。）（コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。） | |
| 3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況（改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等） | |
| | |
| 3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。 | |
| | |
| 3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組 | |
| | |

## 評価基準4　日本人職員・ポストの状況等

| 4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。） | | |
|---|---|---|
| (1) 日本人職員数の増減 | | |
| 過去3年の日本人職員数 | □ 拠出金の使途範囲内（拠出先の部局等）<br>☑ 拠出先全体 | （参考）<br>全職員数 |

| 2016 | 2017 | 2018 | 平均値 | 2019 | 日本人職員の増減 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| – | – | – | – | – | – | – |
| 2017 | 2018 | 2019 | 平均値 | 2020 | 日本人職員の増減 | 2020 |
| – | – | – | – | – | – | – |

| 備考 | |
|---|---|

(2) 日本人幹部職員数の増減

| 過去3年の日本人幹部職員数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2016 | 2017 | 2018 | 平均値 | 2019 | 幹部職員数の増減 |
| – | – | – | – | – | – |
| 2017 | 2018 | 2019 | 平均値 | 2020 | 幹部職員数の増減 |
| – | – | – | – | – | – |

| 備考 | |
|---|---|

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況（ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等）

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合（「N/A」とする場合）、評価対象としない（「N/A」とする）合理的理由